

検討スケジュール(案)

7月8日 動物愛護部会の開催

※ 本諮問事項を審議するための「ペットフード小委員会(仮称)」を設置。

8月 第1回小委員会の開催

(考え方・設定項目について)

10月 第2回小委員会の開催

(基準規格案について)

※小委員会は、農業資材審議会と同時開催とする。
※各会議に示すたたき台は、専門家による「愛がん動物用飼料委員会」において作成したうえで、審議会に示す。

(パブリックコメント 30日間)

12月 第3回小委員会の開催・答申

WTO通報(60日間)、行政的手続き等を踏まえ、省令を公布。その後周知期間において平成21年6月(法律公布後1年)までの間に、法律を施行。